

令和6年10月25日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 岐阜電力株式会社
業者の住所 : 岐阜県岐阜市金町6丁目21番地
- 指名停止措置期間 : 令和6年10月25日から令和7年1月24日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事実概要
岐阜電力株式会社は、令和6年9月13日開札の富士砂防事務所発注「令和6年度 富士砂防事務所庁舎で使用する電気」の一般競争入札において、落札決定後に契約を辞退した。
辞退理由の事実確認を行ったところ、同社は、富士砂防事務所の配電管轄である東京電力と託送契約を締結していないことが判明したものである。
- 指名停止措置理由
岐阜電力株式会社が、落札決定後に契約辞退を申し出たことは、契約の相手方としての信頼関係を損なう行為であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

| 措置要件 | 期間 |
|---|--------------------------|
| (不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内 |

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号 (052) 953-8138